## マイナスの財産

#### 1. 借入金

相手先	決済明細	金額
	合計	

#### 2. 貸借物件の預り敷金

相手先	住所	評価額
	合計	

#### 3. その他

## 相続資産にならないもの

一身専属の権利

その当事者だけに帰属するもの

- 親権
- ・ 扶養料請求権(具体化されているものは除く)
- · 恩給·年金·受給権
- ・ 使用貸借権 など

## 祭祀財産

- 墓地・墓石
- · 仏壇·仏具·仏像·仏碑

# 相続人の確定

- 香典
- 遺族年金